

# 保険・年金 フォーカス

## EUソルベンシー II におけるLTG 措置 等の適用状況とその影響(1) —EIOPA の報告書の概要報告—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EIOPA(欧州保険年金監督局)は、2016年12月16日に、「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」<sup>1</sup> (以下、「今回の報告書」という)を公表した。併せて、前日の12月15日に「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」<sup>2</sup>も公表した。これらの報告を通じて、EU(欧州連合)のソルベンシー II における長期保証(Long-Term Guarantees : LTG) 措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財政状態等に及ぼす影響が明らかにされた。

今後、4回のレポートに分けて、EIOPA の前者の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の実態について、その概要を報告する。

### 2—今回の「LTG 措置及び株式リスク措置に関する報告書」について

#### 1 | 今回の報告書の位置付け

ソルベンシー II 指令では、LTG 措置と株式リスク措置のレビューを2021年1月1日までにを行うことを要求している。このレビューの一環として、EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の適用の影響について、毎年、欧州議会、理事会、欧州委員会へ報告することが求められている。

今回の報告書は、2016年にソルベンシー II が導入されて以降の LTG 措置と株式リスク措置に関する最初の年次報告書に相当する。その意味で大変注目されるものであった。

#### 2 | 今回の報告書の構成

<sup>1</sup> EIOPA のプレス・リリース資料

[https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-16%20LTG%20Report\\_final.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-16%20LTG%20Report_final.pdf)

<sup>2</sup> EIOPA のプレス・リリース資料

[https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-15%20Insurance%20Stress%20Test%20ResultsFinal\\_Final.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-15%20Insurance%20Stress%20Test%20ResultsFinal_Final.pdf)

今回の報告書は、3つの主要なセクションで構成されている。

最初のセクションでは、LTG 措置と株式リスク措置の、会社の財政状態への全体的な影響、保険契約者保護への影響、消費者保護と商品の入手可能性への影響、投資への影響、金融安定性への影響について、採り上げている。

レポートの2番目のセクションでは、措置毎の国別の適用状況やその財政状態への影響等の分析結果を報告している。

3番目のセクションは、次の3つの主題的な焦点で構成されている。

①措置を使用するための承認プロセス

②EIOPA が計算し公開したリスクフリー金利に関する技術情報

③EIOPA が計算し公表した株式リスクサブモジュールの対称調整に関する技術情報

なお、EIOPA は、これらの主題的な焦点に関して、各年次報告書において、LTG 措置及び株式リスク措置の様々な側面について、引き続き分析する予定としている。関連する利用可能なデータ、監督慣行及び措置の使用又は認知された影響におけるその他の進展に従って、毎年異なる焦点が選択されていくことになる。焦点は、最終的に、2020年までに、EIOPA の意見を支えるために必要となる全ての側面をカバーしていくことが予定されている。

EIOPA は、2020年に、それまでに提出された年次報告書に基づいて、LTG 措置及び株式リスク措置の適用評価に関する意見を欧州委員会に提出することを予定している。

今回のレポートでは、最初のセクションの「(LTG 措置と株式リスク措置の) 会社の財政状態への全体的な影響」を中心に報告する。

### 3 | 今回の報告書の基礎データ

この報告書に使用されたデータは、(A) NSAs(National Supervisory Authorities : 国家監督当局)への保険及び再保険会社の報告 (①ソルベンシー II 開始時貸借対照表、②第1四半期報告書)、(B) EIOPA の2016年の保険ストレステスト、から採られている。

特に、LTG 措置及び株式リスク措置を使用する会社の財政状態への影響については、NSAs への会社の報告には含まれていないので、ストレステストから得られたデータに基づいている。ストレステストは、EEA (欧州経済地域) の30カ国から、生命保険市場の77%をカバーする236の会社が参加している。従って、今回の報告書では、全ての保険及び再保険会社への影響は含まれていない。EIOPA のLTG 措置及び株式リスク措置に関する来年度の2017年の報告書で、全ての会社の財政状態への影響が含まれてくることになる。

なお、EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の影響に関して、NSAs の経験を確認するためのアンケートを実施しており、それらに基づく結果についても、報告書に盛り込まれている。

### 3—LTG 措置及び株式リスク措置とは

まずは、LTG 措置及び株式リスク措置について、その概要を説明する。

ソルベンシー II においては、景気循環効果を制限して、ソルベンシー II の新しい規制枠組みへの円滑

な移行を促進し、特に困難なマクロ経済環境に適応するために必要な時間を会社に提供することを目的として、①リスクフリー金利の補外、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー金利の移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、⑥ソルベンシー資本要件に違反した場合の回復期間の延長、といった「LTG 措置」<sup>3</sup>や、⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム、⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール、といった「株式リスク措置」が導入されている。

これらの概要は以下の通りである（EIOPA のプレス・リリース資料の説明等に基づく）。

#### ①リスクフリー金利の補外（Extrapolation of the risk-free interest rates : UFR の使用）

技術的準備金を算出する際に使用するリスクフリー金利について、市場データ等が得られない超長期の値については、補外が必要となる。この補外の手法として、UFR（Ultimate Forward Rate：終局フォワードレート）を使用する。具体的には、（スポットレートではなく）フォワードレートが終局的に（外部から定められた）一定の水準に向けて収束するとの前提にたって、超長期の金利水準を決定する手法であり、この時に設定される終局のフォワードレート水準が UFR となる。

#### ②マッチング調整（Matching Adjustment : MA、以下では、この短縮表現を使用、以下同様）

保険及び再保険会社が、満期まで同様のキャッシュフロー特性を持つ債券又はその他の資産を保有している場合には、これらの資産のスプレッドが変化するリスクに晒されていない。資産スプレッドの変動が会社の自己資本に影響を与えるのを避けるために、資産スプレッドの変動に応じて、リスクフリーの金利期間構造を調整することが認められている。（再）保険会社は、（損害保険からの年金を含む）生命保険及び再保険債務を評価する際に、関連するリスクフリー金利期間構造に適合する調整を適用することができる。

#### ③ボラティリティ調整（Volatility Adjustment : VA）

景気循環的な投資行動を防止する観点から、保険会社は、債券スプレッドのボラティリティの影響を緩和するために、リスクフリーの金利期間構造を調整することができる。ボラティリティ調整は、資産の参照ポートフォリオから得られる可能性のある金利と調整のないリスクフリー金利との間のリスク修正スプレッドの 65%に基づいている。

#### ④リスクフリー金利の移行措置（Transitional on the Risk-Free Rate : TRFR）

ソルベンシー II の開始後 16 年間は、（再）保険会社は、リスクフリー金利の移行措置を適用できる。移行措置の下で、会社は保険及び再保険債務の評価のためのリスクフリー金利への過渡的調整を適用する。過渡的調整は、ソルベンシー I の割引率とリスクフリー金利との差異に基づいている。ソルベンシー II の開始時に、過渡的調整はその差の 100%となる。16 年間の移行期間にわたって、過渡的調整はゼロに直線的に縮小される。移行措置は、ソルベンシー II の開始前に締結された契約に起因する保険及び再保険債務のみに適用される。

#### ⑤技術的準備金に関する移行措置（Transitional on the Technical Provision : TTP）

ソルベンシー II の開始後 16 年間は、（再）保険会社は、技術的準備金に関する移行措置を適用する

<sup>3</sup> ここでの LTG 措置には、狭義の LTG 措置と移行措置が含まれている。

ことができる。この移行措置の下では、保険及び再保険の技術的準備金に対する移行控除が適用される。移行控除は、ソルベンシー I の技術的準備金とソルベンシー II の技術的準備金との差異に基づいている。ソルベンシー II の開始時において、過渡的調整はその差額の 100% であり、技術的準備金はソルベンシー I の技術的準備金と等しい。16 年間の移行期間中、移行控除はゼロに減少する。移行措置は、ソルベンシー II の開始前に締結された契約に起因する保険及び再保険義務のみに適用される。

#### ⑥ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長 (Extension of the Recovery Period : ERP)

ソルベンシー II の下で、(再) 保険会社は SCR (Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本要件) をカバーする適格自己資本 (Eligible Own Fund) を保有することが要求される。会社が SCR をカバーしていない場合、NSA は、会社に対して、SCR に準拠していないことを確認してから 6 ヶ月以内に、SCR をカバーする適格自己資本の水準を再設定または SCR への遵守を確実にすべくリスクプロファイルを縮小するために必要な措置を講ずる、ように要求しなければならない。NSA は、必要に応じて、その期間を 3 か月延長することができる。さらに、ソルベンシー II 指令第 138 条(4)は、監督当局が特定の状況下で、SCR 要件の遵守の再設定のための回復期間を、当該指令の第 138 条 (2) に定められているように、最大限 7 年間までさらに延長することができる、と規定している。

この権限は、市場又は影響を受ける事業部門の重要なシェアを占める保険及び再保険事業に影響を及ぼす、次に掲げる以上の「例外的な不利な状況」が発生した場合に適用される。

- ・予期せぬ鋭く急激な金融市場の落ち込み
- ・持続する低金利環境
- ・大きな影響を与えるカタストロフィックなイベント

この ERP は、NSA の要請を受けて、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を宣言した後にのみ付与することができる。ソルベンシー II 委任規則第 288 条には、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を評価する際に考慮すべきいくつかの要因と基準が記載されている。なお、EIOPA は、例外的な不利な状況が存在するかどうかを判断する前に、ESRB (European Systemic Risk Board : 欧州システムミックリスク理事会) に相談することができる。

#### ⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (Symmetric Adjustment Mechanism to the Equity Risk Charge / Equity Dampener : ED)

金融システムの過度の潜在的な景気循環効果を緩和し、保険及び再保険会社が、金融市場における維持されない不利な動きの結果として、追加的な資本を増やしたり、投資を売却したりすることを不当に強要される状況を回避するために、SCR の標準式の市場リスク・モジュールには、株価水準の変化に関する対称調整メカニズムが含まれている。株式市場が上昇した場合、対称調整はプラス (資本要件がより高い) となり、株式市場が下落した場合、マイナス (資本要件がより低い) となる。

#### ⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール (Duration-Based Equity Risk Sub-Module : DBER)

SCR の標準式には、株式市場価格の水準の変動に起因するリスクを捉える株式リスクサブモジュール

ルが含まれる。株式リスクサブモジュールは、株式の種類に応じて、株式市場価格が 39%又は 49% 下落することを想定したリスクシナリオに基づいている。その株式リスクサブモジュールではなく、株式市場価格の下落を 22%と想定するリスクシナリオに基づいて、一定の株式投資に関してデュレーションベースの株式リスクサブモジュールを使用することができる。デュレーションベースの株式リスクサブモジュールは、一定の職業上の退職所得支給や退職給付を提供し、特に、会社の負債の平均デュレーションが平均 12 年を超え、会社が少なくとも 12 年間は株式投資を保有することができる、というさらなる要件を満たす生命保険会社によってのみ適用することができる。

#### 4—LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件

上記で述べた LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件等は、措置毎に異なっている。

##### 1 | 基本的な適用要件

「①リスクフリー金利の補外」については、全ての会社に強制的に適用される。

「⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (ED)」は、SCR の株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用（部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を含む）している会社は強制的となる。

これに対して、②～⑤、⑧の MA、VA、TRFR、TTP、DBER は、ソルベンシー II 指令や規則に規定された条件を満たしていることを条件に、会社のオプションとなる。

⑥の ERP については、EIOPA によって例外的な不利な状況下にあると宣言された後に、SCR 要件に違反する会社のみが適用できる。

従って、今回の EIOPA の報告書における分析は、会社のオプションとして適用される MA、VA、TRFR、TTP、DBER が中心となっている。

##### 2 | 複数の措置の同時適用時の要件

複数の措置を同時に適用することもできるが、以下のような一定の組み合わせは排除される。

- ・ TTP を適用する会社は TRFR を適用できない (TTP と TRFR はいずれか一方のみ)。
- ・ TRFR を適用する会社は、同じ (再) 保険債務に対して MA は適用できない。
- ・ MA を適用する会社は、同じ (再) 保険債務ポートフォリオに対して VA は適用できない。

#### 5—全体的な状況(各種措置の適用会社数等)

ここでは、各種措置の適用会社数<sup>4</sup>等の全体的な状況について、報告する。

以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

<sup>4</sup> 以下の図表等において、会社数と述べる時、1つの会社が異なる事業で各措置を適用している場合等もあり、必ずしも「会社数」を表しているとは限らないが、報告書の概要の結果が示すものに影響を与えないと考えられるため、「会社数」という表現を使用している (次回以降のレポートでも同様)。

## 1 | ソルベンシー II の適用状況

欧州保険会社のソルベンシー II の対象会社及び内部モデルの適用状況は、以下の通りとなっている。

ソルベンシー II の対象会社及び内部モデルの適用状況(会社数)

	標準式	部分内部モデル	完全内部モデル	(参考)内部モデル (完全+部分)	合計
生命保険会社	626	27	28	55	681
	91.9%	4.0%	4.1%	8.1%	100.0%
損害保険会社	1,860	35	44	79	1,939
	95.9%	1.8%	2.3%	4.1%	100.0%
生損保兼営会社 (グループ)	395	21	14	35	430
	91.9%	4.9%	3.3%	8.1%	100.0%
合計	2,881	83	86	169	3,050
	94.5%	2.7%	2.8%	5.5%	100.0%

内部モデル適用会社は、部分内部モデル適用会社を含めて、169社でソルベンシー II の対象会社全体の 5.5%となっている。ただし、その内部モデル適用会社の割合は、生命保険会社では 8.1%、生損保兼営(グループ)会社でも 8.1%と、生命保険事業を展開している会社において相対的に高くなっている。

ソルベンシー II の対象会社の技術的準備金総額 8,701.66 十億ユーロのうち、生命保険が 7,964.19 十億ユーロで 91.5%、損害保険は 737.47 十億ユーロで 8.5%の割合で、生命保険事業が圧倒的に高くなっている。なお、営業保険料ベースでは、総額 451 十億ユーロのうち、生命保険が 228 十億ユーロ、損害保険が 223 十億ユーロで、両事業の割合は拮抗している。

ソルベンシー II 対象会社 (単位: 十億ユーロ)

	技術的準備金	営業保険料
生命保険事業	7,964.19	228
	91.5%	50.6%
損害保険事業	737.47	223
	8.5%	49.4%
合計	8,701.66	451
	100.0%	100.0%

## 2 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(全体)

ソルベンシー II 対象の 3,050 社のうち、29.5%にあたる 901 社が、MA、VA、TRFR、TTP、DBER のいずれかの措置を適用している。これらの会社は 24 カ国にわたっており、残りの 8 カ国(エストニア、クロアチア、アイスランド、リトアニア、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロベニア)からの会社は、いずれの措置も適用していない。なお、この割合についても、生命保険事業を展開する会社での割合が 47.1%と高くなっている。

また、これを技術的準備金の比率で見ると、全体の 8,702 十億ユーロのうち、6,038 十億ユーロ、69.4% (生命保険事業だけでみれば 72.3%) の会社で使用されている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

	いかなる措置も 適用せず	何らかの措置を 適用	合計
生命保険会社	360	321	681
	52.9%	47.1%	100.0%
損害保険会社	1,570	367	1,939
	81.0%	18.9%	100.0%
生損保兼営会社 (グループ)	219	213	430
	50.9%	49.5%	100.0%
合計	2,149	901	3,050
	70.5%	29.5%	100.0%

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金)

	いかなる措置も 適用せず	何らかの措置を 適用	合計
生命保険事業	2,205	5,759	7,964
	27.7%	72.3%	100.0%
損害保険事業	459	279	738
	62.2%	37.8%	100.0%
合計	2,664	6,038	8,702
	30.6%	69.4%	100.0%

### 3 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(措置別)

MA、VA、TRFR、TTP、DBER の措置別の適用状況は、以下の通りとなっている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険会社	298	106	16	1	0
損害保険会社	359	14	0	0	0
生損保兼営会社	195	34	22	4	1
合計	852	154	38	5	1

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金でのシェア)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険事業	57.5%	24.0%	15.8%	0.2%	0.0%
損害保険事業	3.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	60.8%	24.1%	15.8%	0.2%	0.0%

- ・VA は、最も多く 852 社(技術的準備金でのシェア 60.8%、以下同様)が適用している。
- ・TTP は、次に多く 154 社 (24.1%) が適用している。
- ・MA は、38 社 (15.8%) が適用している。
- ・TRFR は、5 社 (0.2%) が適用している。
- ・DBER を適用したのは、1 社 (0.0%) のみである。
- ・損害保険会社は、VA を多く適用し、TTP も一定数が適用しているが、基本的には、各種の措置は、技術的準備金が高水準な生命保険事業に対して、適用されている。

なお、MA は、英国やスペインの保険会社で適用されているため、会社数の割に、技術的準備金のシェアは大きくなっている。

### 4 | 複数の措置の適用状況

複数の措置の適用状況については、以下の通りとなっている。

TTP と VA の併用会社が 118 社と最も多く、技術的準備金の市場シェアでは 14.1%となっている。

TTP と MA の併用会社は 29 社であるが、英国の保険会社が多く適用している影響により、技術的準備金の市場シェアでは 14.4%と最も高くなっている。

複数の措置の適用状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)
TTPとMA	29	14.4%
TTPとVA	118	14.1%
TRFRとVA	5	0.2%
合計	152	28.7%

## 6—全体的な状況(SCR 等への影響)

これらの措置が技術的準備金や SCR に与える影響については、以下の通りとなっている。

### 1 | 前提

ここでの影響数値については、2016 年の保険ストレステストに基づいている。収集された情報では、MA、VA、TRFR、TTP の 4 つの措置のみが総合的な影響分析が可能なため、以下ではこれらの 4 つの措置に焦点を当てている (ED は 2016 年 1 月 1 日時点の資本要件に影響を与えず、DBER を適用

<sup>5</sup> プレス・リリースやエグゼクティブ・サマリーでは 6 社となっている。

した会社は、2016年の初めにわずか1社で、この会社はストレステストに参加していない。

ストレステストに参加した236社のEEA生命保険市場におけるシェアは77%であるが、各国レベルでの影響は措置を適用した少数の会社の数値に基づいている。また、ストレステストには主として生命保険会社が参加している。このため、結果は、措置の影響を完全には代表していないかもしれないし、損害保険会社や再保険会社を代表していないかもしれない、としている。

## 2 | 措置を非適用とした場合の一般的な状況

これらの措置を非適用とした場合の影響については、以下の通りとなる。

### ①技術的準備金

MA、VA、TRFRを非適用とすることにより、技術的準備金を算出するために使用される関連するリスクフリー金利が減少するため、一般的に技術的準備金は増加する。

### ②技術的準備金以外の資産・負債項目

技術的準備金という負債の増加により、繰延税金負債が減少することになる。

### ③適格自己資本

技術的準備金の増加は自己資本の減少をもたらす。繰延税金負債の減少で一部相殺されるが、保険会社における技術的準備金の位置付けの高さから、一般的に適格自己資本は減少する。

### ④SCR及びMCR

SCR及びMCR (Minimum Capital Requirement : 最低資本要件) を算出する各項目については、措置の非適用により、増加する場合も減少する場合もある。リスクの規模を定量化する場合に、技術的準備金を利用している場合があることから、これによりSCR等は増加する。さらに、技術的準備金の増加は将来配当の金額等を減少させることを通じて、より高い損失吸収能力を要求することになる。繰延税金負債の減少による、繰延税金のより高い損失吸収能力を通じた資本要件の増加もある。

以上のことにより、一般的にSCR等は増加する。

## 3 | 実際の影響額

MA、VA、TRFR、TTPの各措置の非適用による影響額は、ストレステストのサンプル会社の結果に基づくと、以下の通りとなる。

これらの措置を全く適用しなかった場合、技術的準備金は144十億ユーロ増加して、5,338十億ユーロとなり、適格自己資本は107十億ユーロ減少して、466十億ユーロに、SCRは50十億ユーロ増加して、343十億ユーロになる。

各種措置の適用による影響額

(単位:十億ユーロ)

	MA,VA,TRFR、 TTPを適用した 場合の金額	措置を非適用とした場合の影響					全ての措置 (A)	MA,VA,TRFR、 TTPを適用しな い場合の金額 (B)	MA,VA,TRFR、 TTPの適用に よる影響度 (A)/(B)
		MA	VA	TRFR	TTP				
技術的準備金	5,194	36	33	0.7	74	144	5,338	2.7%	
適格自己資本(SCR)	573	▲29	▲23	▲0.4	▲55	▲107	466	▲23.0%	
SCR	293	22	24	0.1	5	50	343	14.6%	
適格自己資本(MCR)	545	▲28	▲23	▲0.4	▲57	▲109	437	▲24.9%	
MCR	102	4	7	0.0	1	13	114	11.4%	

措置別に見ると、技術的準備金や適格自己資本ではTTPによる影響額が最も大きく、SCRでは

MA と VA の影響額がほぼ同程度となっている。

#### 4 | SCR 比率への影響

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の非適用による SCR 比率への影響は、以下の通りとなっている。

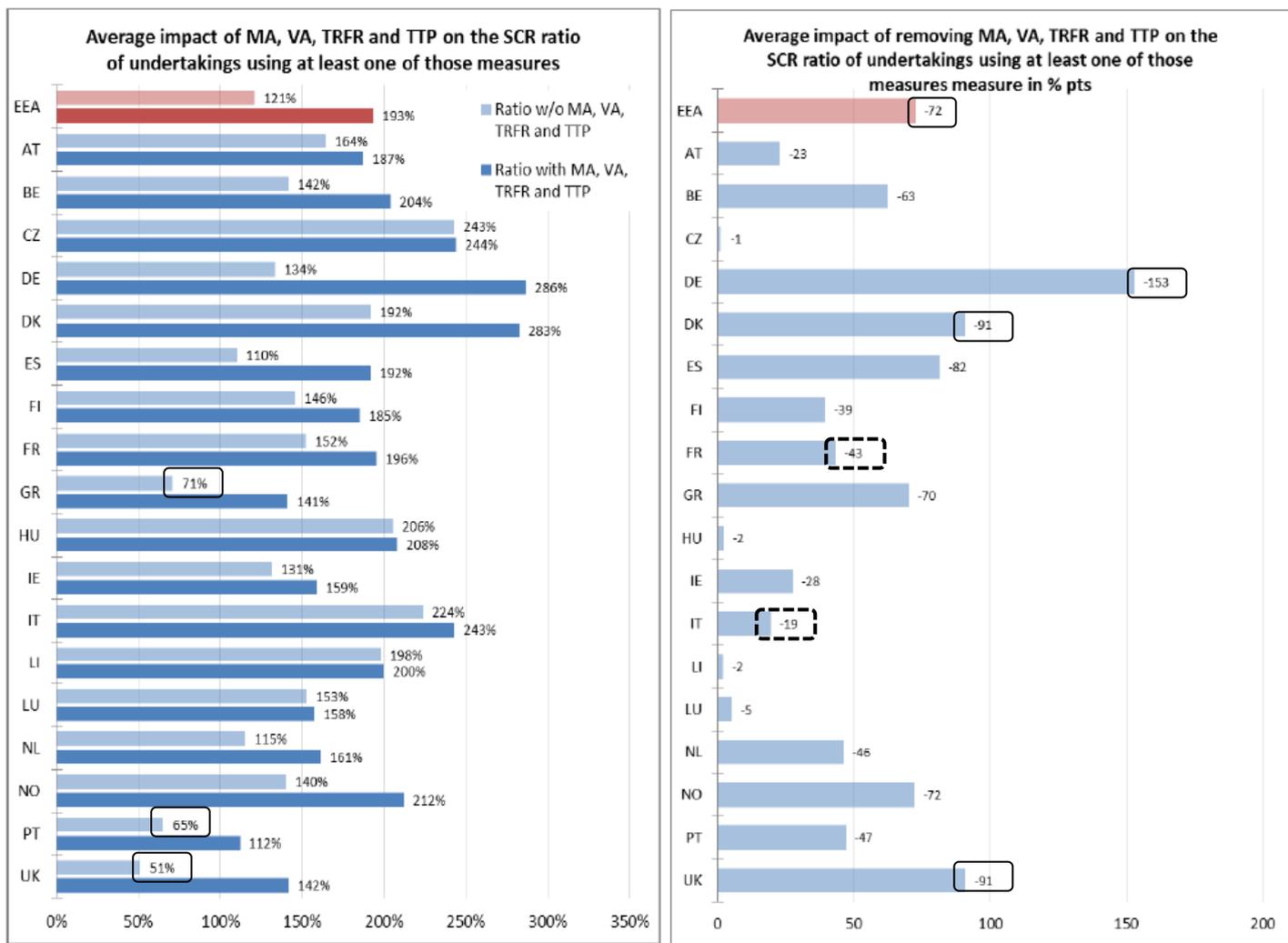
EEA 全体では、SCR 比率は、適用前の 193%から 121%に 72%ポイント低下する（因みに、ストレステストのサンプルベースでは、196%から 136%に 60%ポイント低下する）。

これを国別に見てみると、低下する「%ポイント」が最も大きいのはドイツで、286%から 134%に 153%ポイント低下する。次が英国とデンマークで、英国は 142%から 51%に 91%ポイント低下し、デンマークは 283%から 192%に 91%ポイント低下する。一方で、フランスは 196%から 152%に 43%ポイントの低下、イタリアは 243%から 224%にわずか 19%ポイントの低下に留まっている。

影響度を割合で見ると、英国が 142%から 51%へと、適用時の 37%の水準に低下して、最も大きな影響を受けている。続いて、ドイツで 286%から 134%に 47%の水準に低下する。

なお、英国とギリシャとポルトガルの SCR 比率は、各種措置の非適用ベースでは、100%を下回っている。特に、英国の各種措置の非適用ベースの SCR 比率は 51%と加盟国中の最低水準となる。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を使用している会社の SCR 比率に対する平均的影響



## 5 | 技術的準備金への影響

「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」によれば、ストレステストのサンプルベースで、措置の非適用による技術的準備金への影響については、以下の通りとなっている。

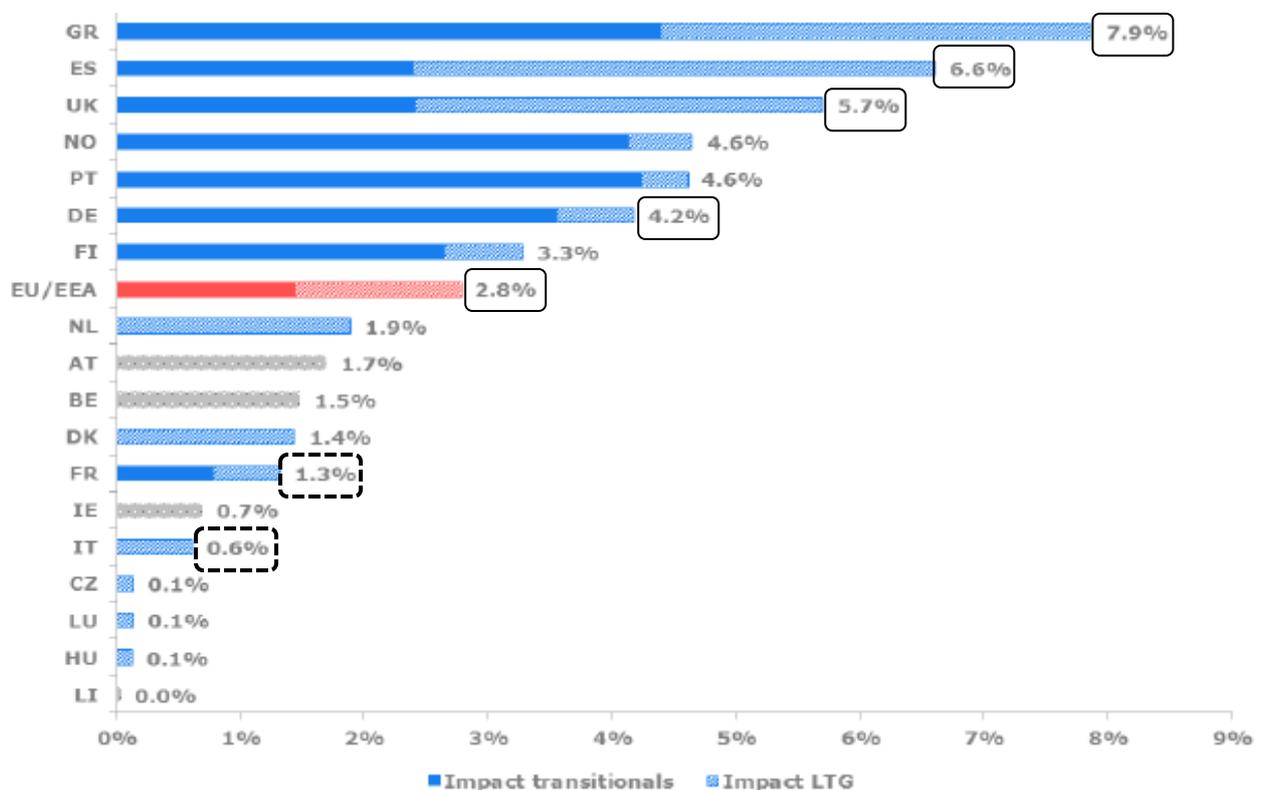
この図表では、MA と VA が LTG 措置に、TRFR と TTP が移行措置 (Transitionals) に区分されている。なお、個々の会社への特定を回避するために、LTG 措置と移行措置に区分されていない国もあるため、そのような国はグレーのバーで示されている。

EEA 全体で、2.8%の増加となるが、国別の内訳では、ギリシャが 7.9%で最も高い影響を受けており、次がスペインで 6.6%、英国が 5.7%と続いている。ドイツの影響も 4.2%と高くなっている。

一方で、フランスは 1.3%、イタリアは 0.6%と影響が低くなっている。

なお、移行措置のみによる影響では、ギリシャ、ポルトガル、ノルウェー、ドイツの影響が大きなものとなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP を適用しない場合の技術的準備金への影響



## 6 | 適格自己資本や SCR への影響

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を使用している会社ベースで、措置の非適用による適格自己資本や SCR への影響については、EEA 全体で、適格自己資本は 24%減少し、SCR は 22%増加する (因みに、ストレステストのサンプルベースでは、適格自己資本は 19%減少し、SCR は 17%増加する)。

適格自己資本の絶対水準は技術的準備金の 1 割程度であるため、措置の非適用による技術的準備金への影響によって、適格自己資本はより大きな影響を受けることとなる。

## 7-まとめ

以上、EIOPAの報告書に基づいて、ソルベンシー IIにおけるLTG措置や株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財政状態に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告してきた。

これにより、移行措置を含むLTG措置が、欧州保険会社によって幅広く適用され、SCR要件の遵守において重要な役割を果たしていることが明らかになっている。今回の報告書の中では、まとめてLTG措置として分類されているが、MAやVAのようないわゆる「狭義のLTG措置」と、TRFRやTTPのような「移行措置」とは、その意味合いが異なっており、これらを分けて、その影響を考えていく必要がある。その意味では、6-5における技術的準備金への影響に関する図表がその内訳を示している。移行措置の適用による影響が大きい国の保険会社は、移行期間中に計画的に適切な対応を行っていくことが求められることになる。

EIOPAのGabriel Bernardino会長は、今回の報告書の公表を受けて、「EIOPAは、LTG措置及び株式リスク措置の適用と欧州保険会社の財政状態に及ぼす影響を、初めて提示する。この現状把握調査の結果は、EIOPAによる2016年の保険ストレステストで示されたように、金融安定性を含んで、意図した通りに措置が機能していることを示す一方で、保険会社の財政状態に及ぼすこれらの措置の重要な影響を確認している。」と述べている。

次回のレポートでは、報告書の2番目のセクションに記載されている措置毎の国別の適用状況やその財政状態への影響等の分析結果について報告する。

以 上